




子育てQ&A 県立広島病院



	Q	A	メモ
1	<p>子育て支援に関連した休暇制度について知りたい</p>	<p>子育て中に連続して取得できる休業・休暇には次の5種類があります。</p> <p>① 育児休業 ・ 取得期間: 3才の誕生日の前日まで ・ 給与: 無給 ※ 県病院では一年半程度で職場復帰する人が多い</p> <p>② 育児短時間勤務 ・ 取得期間: 小学校就学の始期に達するまで ・ 勤務時間: 19時間35分/週</p> <p>③ 部分休業 ・ 取得期間: 小学校就学の始期に達するまで ・ 取得時間: 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて一日当たり2時間を超えない範囲内で30分単位で取得可能 ・ 給与: 無給</p> <p>④ 子育て支援部分休暇 ・ 取得時期: 小学校に就学している子(1年生から3年生までの子に限る)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ・ 取得時間: 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて一日当たり2時間を超えない範囲内で30分単位で取得可能 ・ 給与: 無給</p> <p>⑤ 育児休暇 ・ 取得期間: 1才6ヶ月に達する前日まで ・ 取得時間: 最大90分/日の範囲で2回/日まで(45分+45分, 30分+60分, 90分) ・ 給与: 有給 (平成26年1月1日から、取得期間が「満1年3か月まで」から「満1年6か月」に変更になりました。)</p> <p>○ ③部分休業, ④子育て支援部分休暇, ⑤育児休暇と介護時間の休業・休暇時間の合計は、1日120分以内です。</p>	<p>取得者数: H28年12月1日現在(看護部内) 取得者数: 72 人</p> <p>取得者数: 32 人</p> <p>取得者数: 34 人</p> <p>取得者数: 10 人 平成26年4月1日から実施</p> <p>取得者: 0人 平成26年1月1日から</p>
2	<p>子供の病気などに対応した制度がありますか？ また、どこか預かってもらう所はありますか？ 費用はどの位かかりますか？</p>	<p><家族看護等休暇> ○職員以外に看護者がいない場合は義務教育終了前までの子を養育する場合 ①看護のため ②予防接種又は健康診断 ③感染症の予防を目的とした学級閉鎖に係る世話のため ④学校等が実施する行事への出席のため に一年のうち5日を越えない範囲内で必要と認める日または時間を特別休暇として取得できます。 (平成29年1月1日から、「中学校就学の始期に達するまでの子」から「義務教育終了までの子」に変更になりました。)</p> <p>○ 当院の院内保育所で病児保育を行っています。</p>	<p>義務教育終了前までの子を2人以上養育する場合は5日をその者の看護等のために加えた期間。 ただし、学校行事への出席に係る日数は、当該子一人につき、そのうちの2日(2人以上は4日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p> <p>「みらい保育所」病児保育所のしおり参照</p>

<p>3</p>	<p>夜勤や休日勤務の免除は可能ですか？</p>	<p>○ 関係条例において、「公務の正常な運営に支障がある場合を除いて深夜勤務をさせない」と定められていますが、部署によっては、夜勤免除者以外の職員の夜勤回数が大きく増加することがあります。</p> <p>○ 家庭の事情などが許せば、数回でも夜勤をしてもらえれば全体のバランスも良くなります。</p> <p>○ みんなが歩みよることが、働きながら子育てができる環境づくりへの第一歩だと思います。</p> <p>○ また週休日の休み希望については全員が月1回は土日に連休を付けるという方針が守られる範囲内にさせていただきたいと思えます。</p> <p><参考1> 日本看護協会が平成25年2月に出した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」では夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とするとなっています (基準3)</p> <p><参考2> ガイドラインの(基準9)では少なくとも1カ月に1回以上は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。いつも休日に働いている人が休日希望をした時には優先的に休みをつけるなど「お互いさま」が進めば働きやすいと記載されています。</p>	
----------	--------------------------	--	---

